令和６年度採用　静岡市会計年度任用職員採用選考案内

＜葵福祉事務所障害者支援課　障害支援区分認定調査員業務＞

１．職種、採用予定人員及び職務内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 採用予定人数 | 職務内容 |
| 会計年度任用職員  （葵福祉事務所障害者支援課  障害支援区分認定調査員業務） | 若干名 | 障害福祉サービス支給決定のための認定調査に関する業務（訪問調査、窓口応対、パソコンによるデータ入力・書類作成など） |

２．勤務条件等

|  |  |
| --- | --- |
| 採用予定年月日 | 令和６年４月１日以降随時 |
| 任用期間 | 採用日から令和７年３月31日まで  ※補欠合格の場合は、採用月の翌々月までに欠員が生じた場合に限り、随時採用されます。  ※採用は全て条件付きで、原則として採用から１か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります（地方公務員法第22条の２第７項）。再度任用した場合も同様です。  ※勤務成績が良好な場合に限り、再度任用する場合があります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。  ※再度任用した場合の最長任用期間は、公募の選考により採用された日から５会計年度です。 |
| 勤務場所 | 静岡市葵区追手町５番１号（静岡庁舎新館２階）  葵福祉事務所障害者支援課  ※敷地内禁煙です（特定屋外喫煙場所あり。） |
| 勤務時間 | 原則として月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時15分の間で、１週間当たり31時間（７時間45分×４日）  ※休憩時間が１時間あります。  ※時間外（休日）勤務がある場合があります。 |
| 休日等 | 週休日（土曜日、日曜日及び毎週月曜日から金曜日のうち所属長の指定する１日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年１月３日までの日 |
| 報酬月額等 | 1. 「３ 受験資格」の要件（２）のうち、アまたはイの場合   180,200円～193,300円（予定）  ②「３ 受験資格」の要件（２）のうち、ウの場合  169,600円～176,700円（予定）  ※報酬月額は、資格及び実務経験年数を加味して決定します。  ※この採用選考による採用後、最長５会計年度、再度任用された場合の上限は、上記①の場合は、198,600円（予定）、上記②の場合は、180,700円（予定）です。  ※その他、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、費用弁償（通勤）等が、「静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき、支給されます。 |
| 休暇等 | 任用開始から６箇月経過日を基準とした最大10日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出生サポート・出産・忌引・看護・両立支援・夏季等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇、育児休業等、社会保険等があります。 |
| 服務 | 地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。  ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能です（事前の届出が必要です。）。 |

３．受験資格

　　次の（１）から（４）までの全ての要件を満たす人

（１）普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）を有し、実際に運転が可能な人。（なお、業務には50ccの原付バイクも使用します。）

（２）次のいずれかに該当する人

ア　介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、

准看護師、公認心理師、社会福祉主事のうち、いずれかの資格を有する人

イ　介護福祉士実務者研修課程の修了その他これに相当するもの（訪問介護員一級

課程、介護職員基礎研修課程の修了）の修了者

ウ　介護職員初任者研修課程の修了その他これに相当するもの（訪問介護員二級課

程の修了）の修了者

（３）要援護者に係る直接的な援助業務について、概ね１年程度実務経験を有する人

○「要援護者」とは、身体上又は精神上の障害又は疾病があることにより日常生活を営むのに支障がある者をいいます。

○「直接的な援助業務」とは、例えば、次に掲げる業務を行うものをいいます。

・要援護者に対する入浴、排泄、食事その他の介護

・要援護者及びその介護者に対する介護に関する相談及び指導

・要援護者に対する病院、診療所、その他療護施設等における看護又は看護補助等

○なお、要援護者に対する直接的な援助ではない教育又は研究業務若しくは一般事務を行っている期間は、「実務経験」の年数には含まないものとします。

（４）次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条）

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

イ　静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない

　者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴

力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

４．選考の日時・会場等

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　時 | 随時  ※集合時刻や試験時間等、詳細は追って通知します。（電話または文書） |
| 会　　場 | 静岡庁舎（葵区役所）内　（静岡市葵区追手町５番１号） |

５．選考の内容

　　個別面接試験

６．申込方法

|  |  |
| --- | --- |
| 申込方法 | 郵送又は持参 |
| 申込受付期間 | 令和６年２月26日（月）から令和６年６月28日（金）まで**（必着）**  ※消印有効ではありません。  ※持参の場合は、午前８時30分から午後５時15分まで。  ただし、土、日、祝日を除く。  ※期間内であっても定員に達し次第募集を締め切ることがあります。 |
| 提出書類 | （１）静岡市会計年度任用職員採用選考申込書（市指定用紙）  （２）履歴書（市指定用紙）  （３）①「３．受験資格」（２）アに該当する人は、資格証の写し  　　　②「３．受験資格」（２）イに該当する人は、修了その他これ  　　　　に相当するものの修了証の写し  　　 ③「３．受験資格」（２）ウに該当する人は、修了その他これ  　　　　に相当するものの修了証の写し  ※普通自動車運転免許については、選考会場で確認しますので、  当日お持ちください。  ※提出書類及び面接時に取得した個人情報は、選考及び選考事務以外  の目的には一切使用しません。  ※提出された書類は返却しません。  ※採用選考申込書は必ず本人が記入してください。 |
| 申込先 | 〒420-8602　静岡市葵区追手町５番１号  　葵福祉事務所障害者支援課（静岡庁舎新館２階）  ※封筒の表に「採用選考申込書」と朱書きしてください。 |

７．結果通知

　　合否にかかわらず、選考日から2週間以内に文書で通知します。

※免許等の資格を取得見込みの人が免許を取得できない場合は、採用されません。

８．問い合わせ先

静岡市葵区役所　葵福祉事務所　障害者支援課　給付係

〒420-8602　静岡市葵区追手町５番１号（静岡庁舎新館２階）

電　話：054-221-1589（ただし、午前８時30分から午後５時15分まで。土、日、祝日を除く。）

　　ＦＡＸ：054-254-6322

メール：[aoi-shogaishien@city.shizuoka.lg.jp](mailto:aoi-shogaishien@city.shizuoka.lg.jp)

静岡市ホームページ [https://www.city.shizuoka.lg.jp](https://www.city.shizuoka.lg.jp/)

[トップページ]→[市政情報]→[静岡市のご案内]→[職員採用]→[非常勤・会計年度任用職員]→[【葵区】静岡市会計年度任用職員（障害支援区分認定調査員）の募集 葵区役所障害者支援課]